

和歌山県警察情報管理業務監査実施要領の制定について（例規）

（制定：令和元年9月20日 情管第59号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察情報管理システム等運営規程（令和元年和歌山県警察本部訓令第21号）の第10条第2項の規定に基づき、和歌山県警察情報管理業務監査実施要領を別記のとおり定め、令和元年9月20日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

和歌山県警察情報管理業務監査実施要領

第1 趣旨

この要領は、和歌山県警察情報管理システム等運営規程第10条第1項の規定に基づき、システム総括責任者が実施する情報管理業務監査（以下「監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

第3 通常監査の実施

1 通常監査の実施

システム総括責任者は、和歌山県警察処務規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第2号）第2条第3号に規定する所属（以下「所属」という。）に対し、和歌山県警察情報管理システム等による処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

2 通常監査の執行等

警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）は、システム総括責任者の指揮を受けて情報管理業務監査の執行及び関係事務を総括するものとする。

3 通常監査の実施計画

- (1) 情報管理課長は、年度ごとに、当該年度における通常監査の実施計画を定め、システム総括責任者の承認を得るものとする。
- (2) (1)に規定する実施計画には、通常監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を含むものとする。
- (3) 情報管理課長は、(1)に規定する実施計画を定めるに当たっては、対象業務を主管する所属の長（以下「運用主管課長」という。）と協議するものとする。

4 監査官等の指名等

- (1) 情報管理課長は、通常監査の対象となる所属における和歌山県警察情報管理システム等による情報の取扱状況に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行うため、警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）の警部（同相当職を含む。）以上の階（職）級にある警察職員の中から監査官を指名するものとする。

なお、運用主管課長と協議して、対象業務を主管する所属（以下「運用主管課」という。）の警部（同相当職を含む。）以上の階（職）級にある警察職員の中から

監査官を指名できるものとする。

(2) 情報管理課長は、運用主管課長と協議して、(1)の監査官の職務を補佐する目的で情報管理課又は運用主管課の警察職員の中から監査補佐官を指名することができる。

5 監査官等の権限

監査官及び監査補佐官は、実地調査を実施するため必要と認めるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

6 情報管理課長への報告

実地調査を終了したときは、監査官は、意見を付してその結果を速やかに情報管理課長に報告しなければならない。

7 改善を求める事項等の通知

情報管理課長は、実施調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属の長に通知するものとする。

8 所属の長の執るべき措置

7の通知を受けた所属の長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果を情報管理課長に報告しなければならない。

9 システム総括責任者への報告

情報管理課長は、実地調査の結果及び7の規定により対象となった所属に通知した事項及び8の規定により報告を受けた結果について、システム総括責任者に報告するものとする。

第4 特別監査

1 特別監査の実施

情報管理課長及び運用主管課長は、特に必要があると認める場合には、協議して、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、システム総括責任者の承認を得て特別監査を実施するものとする。

2 通常監査に関する規定の準用

第3の4から9までの規定は、特別監査について準用する。